

議案第三十二号

専決処分の承認について

右の議案を提出します。

令和七年五月二十七日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

専決処分の承認について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、左記のとおり専決処分しましたので、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記

一 処分事項

中央区特別区税条例の一部を改正する条例（令和七年三月中央区条例第二十三号）

別紙のとおり

二 処分年月日

令和七年三月三十一日

（説明）

令和七年三月三十一日付けをもって地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部が改正されたこと等に伴い、本区特別区税条例の改正の必要が生じたが、本件改正は地方自治法第一百七十九条第一項に規定する特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、同項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第三項の規定によりこの案を提出します。

「別紙」

中央区特別区税条例の一部を改正する条例

中央区特別区税条例（昭和三十九年十月中央区条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項第一号イ中「ニ」を「ハ及びホ」に改め、同号ロ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「又は」を「（ハに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 二輪のもので、総排気量が〇・一二五リットル以下かつ最高出力が四・〇キロワット以下のもの
年額 二千円

第四十六条の二第二項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第五号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第九十五条の二第二項第一号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。